

日本司法支援センター地方準備会について

1 名称

会の名称は「日本司法支援センター 地方準備会」とする。

(注： には、その地域の都府県名(北海道においては地方裁判所本庁の地域名称)が入る。)

2 準備会の個数

準備会は、地方裁判所本庁所在地50か所の各地域に1準備会を設ける。

3 準備会の目的

準備会は、法務省の総合法律支援準備室が行っている日本司法支援センターの設立準備作業に地方の実情を的確に反映させるとともに、地方の関係機関等の支援を受けることが必要と思われるものについて準備作業を支援することを目的とする。

4 準備会の構成

(1) 準備会の構成員(委員)は、次に掲げる者とする。

弁護士会が推薦する者	2名(会長クラス)
扶助協会支部が推薦する者	1名(支部長クラス)
地方裁判所が推薦する者	1名(所長クラス)
地方検察庁が推薦する者	1名(検事正クラス)
法務局・地方法務局が推薦する者	1名(局長クラス)
司法書士会が推薦する者	1名(会長クラス)

(2) 都道府県又は地方裁判所本庁所在地の市の推薦する者がある場合には、その者も加えるものとする。

5 委員長

(1) 委員長は、第1回会合において、委員の互選によって選出する。

(2) 委員長は、準備会の事務を総括するものとする。

6 作業グループ

準備会の事務を処理させるため、関係ある職の者による作業グループを置く。

7 参考事項

準備会設置後、準備会が、各地域において利用者代表やその他の関係機関・団体をも含めた地方協議会を開催予定。

以上